

公益財団法人日本バスケットボール協会 役員候補者の選考に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「本協会」という)の「定款」第24条に基づく役員(理事および監事)の選任にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条〔会長候補者選考委員会の設置〕

- (1) 本協会は、会長の任期満了または辞任に伴う次期会長候補者の選考にあたり、会長候補者選考委員会(以下「会長選考委員会」という)を設置する。
- (2) 会長選考委員会は、次期会長の選任時まで存続するものとする。
- (3) 会長選考委員会の委員は次の各号のとおりとし、第1号乃至第6号の委員については、理事会において選定する。
 - ① 都道府県バスケットボール協会に所属する評議員 3名以内
 - ② 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(以下「JPBL」という)の所属クラブに所属する評議員 1名
 - ③ 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(以下「WJBL」という)に所属するチームに所属する評議員 1名
 - ④ 理事(外部有識者) 1名
 - ⑤ 監事 1名
 - ⑥ JPBL、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ、バスケットボール・コーポレーション株式会社、B. MARKTING株式会社のいずれかの代表権を有する役員 各社1名以内 合計2名以内
 - ⑦ 法務委員長
- (4) 会長選考委員会には、委員の互選により、委員長を置く。

第3条〔会長候補者選考委員会の開催〕

- (1) 会長選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 会長選考委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 会長選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- (4) 会長選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 会長選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第4条〔会長候補者の選考基準〕

- (1) 会長選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、会長候補者を選考しなければならない。
 - ① 就任時において、その年齢が70歳未満であること
 - ② 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
 - ③ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること

- ④ 健康であり、業務に支障がないこと
 - ⑤ 遵法精神に富んでいること
 - ⑥ 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること
- (2) 会長候補者の選考にあたっては、前項の会長選考基準と併せ、次の各号の条件を考慮しなければならない。
- ① 会長としての再任は、通算4期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)であること
 - ② 役員としての再任は、原則として通算5期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)であること。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、通算7期まで再任可能であること
 - ア 国際バスケットボール連盟の役職者である場合
 - イ 当該候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該候補者が新たにまたは継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合

第5条〔会長候補者の決定〕

- (1) 会長選考委員会は、会長の任期満了に伴う次期会長候補者選考の場合、会長の任期満了日の属する月の3ヶ月前の月の末日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- (2) 会長選考委員会は、会長の辞任に伴う次期会長候補者選考の場合、理事会において別に定める期日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- (3) 会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (4) 委員が会長候補者となる場合には、当該委員は、当該会長候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第6条〔役員候補者選考委員会の設置〕

- (1) 本協会は、役員の任期満了に伴う次期役員候補者の選考にあたり、前条の手続きを経た後、役員候補者選考委員会(以下「役員選考委員会」という)を設置する。
- (2) 役員選考委員会は、次期役員の選任時まで存続するものとする。
- (3) 役員選考委員会の委員は、第2条第3項に定める会長選考委員会の委員および次期会長候補者とする。
- (4) 役員選考委員会の委員長は、次期会長候補者とする。

第7条〔役員候補者選考委員会の開催〕

- (1) 役員選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第9条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 役員選考委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 役員選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選により、これを定める。
- (4) 役員選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 役員選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第8条〔役員候補者の選考基準〕

- (1) 役員選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、会長を除く役員候補者を選考しなければならない。

- ① 副会長は、就任時においてその年齢が70歳未満であること
 - ② 副会長を除く役員は、就任時においてその年齢が65歳未満であること
 - ③ 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
 - ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること
 - ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと
 - ⑥ 遵法精神に富んでいること
 - ⑦ 一年度内の理事会に概ね3分の2以上出席できる見通しがあること
 - ⑧ 推薦対象者が都道府県バスケットボール協会の役員である場合は、前各号の基準に加え、所属する都道府県バスケットボール協会の業務執行権限を有する役員または専務理事であること
 - ⑨ 推薦対象者が各種の連盟の役員である場合は、第1号乃至第7号の基準に加え、所属する連盟の業務執行権限を有する役員または専務理事であること
 - ⑩ 推薦対象者がJPBLに属する者である場合は、第1号乃至第7号の基準に加え、JPBLの業務執行権限を有する役員または執行役員であること
 - ⑪ 推薦対象者が外部有識者である場合には、第1号乃至第7号の基準に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見を提示することができ、当該意見を広く発信することができる者であること
- (2) 役員候補者の選考にあたっては、前項の役員選考基準と併せ、次の各号の条件を考慮しなければならない。
- ① 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
 - ② 監事は、本協会の職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。
 - ③ 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - ④ 他の(公益法人を除く)同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超える者であってはならない。監事についても同様とする。
 - ⑤ 役員の再任は、通算5期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)であること

第9条〔役員候補者の決定〕

- (1) 役員選考委員会は、役員の改選を行う定時評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を決定し、理事会に答申する。
- (2) 会長を除く役員候補者数は、次の各号のとおりとする。
- ① 理事候補者5名以上17名以内
 - ② 監事候補者2名
- (3) 役員候補者には、都道府県バスケットボール協会に属する者が一定程度含まれているものとする。
- (4) 理事候補者には、外部有識者が理事の総数の4分の1以上含まれているものとする。なお、外部有識者は、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の(バスケットボール競技以外の分野の)専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。
- ① 本協会と下記の緊密な関係がある者
 - ア 過去4年間の間に、本協会の役職員または評議員であった者

- イ 都道府県バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者
 - ウ 本協会の役員または幹部職員の親族(4親等以内)である者
- ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者
- ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者
- (5) 役員候補者の決定は、委員長の推薦に基づき、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (6) 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第10条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施行〕

本規程は、平成28年1月10日から施行する。

附則

1. 本規程施行後最初に選定される会長候補者選考委員会の委員のうち、第2条第3項第3号の委員は、評議員であることを要しない。
2. 平成28年4月12日一部改定
3. 2019年9月18日一部改定